

駐車監視員活動ガイドライン

【向島 警察署】

趣旨

駐車監視員とは、警察署長の委託を受けた法人の下で、地域を巡回し、放置車両の確認や確認標章の取付けなどの仕事を行う人のことであり、法律上の資格が必要とされています（反則告知をしたり、金銭の徴収をしたりすることはありません。）。本ガイドラインは、このような駐車監視員の活動方針を定めるものです。

活動方針

駐車監視員は、下記の路線、地域、時間帯を重点に巡回し、放置車両の確認等を実施します。

留意事項

駐車監視員が行う放置車両確認事務は、以下に示す「駐車監視員活動ガイドライン」の範囲内となりますが、当該ガイドラインの範囲外であっても、次の事情に該当する場合は、委託警察署長の指示に従い確認事務を行うことができます。

- (1) 活動場所に赴く途中等において、悪質性、危険性、迷惑性が極めて高い放置車両を発見した場合
- (2) 110番等による突発的な駐車苦情に対する措置依頼を受けた場合
- (3) 臨時的な祭礼・催物等により、駐車実態の悪化が予想される場合
- (4) その他、特に委託警察署長が指示する場合

参考事項

警察官は、「駐車監視員活動ガイドライン」の重点路線、地域及び時間帯以外においても、必要に応じた取締り活動を行います。

※ 赤字表示は、新たに指定したもののほか、路線の延長、地域の拡大及び時間の変更を行ったものです。

重点路線

◎ 最重点路線

No	路線名	通称道路名	区 ← → 間		重点時間帯	備考
1	主要地方道306号	明治通り	堤通1-19先白鬚橋	立花1-1先福神橋	9-21	
2	国道6号	水戸街道	墨田4-62先四ツ木橋	東向島2-1先東向島一丁目交差点	7:30-21	
3			八広6-5先新四ツ木橋	八広6-8先更正橋交差点		
4	区道	曳舟川通り	東向島6-62先更正橋交差点	押上2-30先高木神社入口交差点	9-22	

◎ 重点路線

No	路線名	通称道路名	区 ← → 間		重点時間帯	備 考
1	都道461号	墨堤通り	墨田5-19先綾瀬橋	東向島1-9先高速6号向島線入口	9-21	
2	区道	鐘ヶ淵通り	墨田4-54先水戸街道四ツ木橋南交差点	墨田5-1先墨堤通り鐘ヶ淵陸橋交差点	9-21	
3	区道	曳舟たから通り	東向島2-34先水戸街道東向島3丁目交差点	文花1-34先文花二丁目交差点	9-21	
4	区道	地藏坂通り	東向島3-36先水戸街道東向島3丁目交差点	東向島3-2先墨堤通り	9-21	
5	区道	平井街道(宮田通り)	立花5-2先明治通り小村井交差点	立花6-11先平井橋	9-21	
6	区道	八広はなみずき通り	八広2-54先中居堀交差点	東向島6-63先四ツ木橋南交差点	9-21	
7	区道	中居堀通り	八広6-59先	文花3-20先	9-21	
8	区道	十間橋通り	文花3-16先中居堀交差点	文花1-1先	9-21	
9	都道	丸八通り	立花4-1先小村井交差点	立花3-4先	9-21	
10	区道	いろは通り	東向島5-12先	墨田3-43先	9-21	
11	区道	旧平井街道	立花4-26先	立花4-40先	9-21	
12	都道	四ツ目通り	京島3-13先京島交差点	押上1-19先	9-21	
13	区道	八広中央通り	八広6-31先	八広2-1先京島交差点	9-21	
14	区道	大正通り	東向島4-1先	東向島4-43先	9-21	
15	特別区道墨114号	東あずま本通り	立花3-1先	立花1-12先	9-21	
16	区道	新あづま通り	押上1-51先	押上1-17先	9-20	
17	都道補助120号	ゆりのき橋通り	八広6-54先	東墨田3-2先	9-20	

重点地域

◎ 最重点地域

No	地 域	重点時間帯	備 考
1	最重点路線周辺	9-21	曳舟川通りについては9-22

◎ 重点地域

No	地 域	重点時間帯	備 考
1	重点路線周辺	9-21	
2	東武線曳舟駅前周辺	9-21	
3	白鬚公園周辺	9-21	
4	中川小学校周辺	9-20	
5	東向島駅周辺	9-21	

◎ 自動二輪、原付重点地域

No	地 域	重点時間帯	備 考
1	東武線曳舟駅前周辺	10-22	

向島警察署 駐車監視員活動ガイドライン



※ 重点(最重要)地域では駐車実態に対応した放置車両確認事務を行うこととなりますので、これに指定する「周辺」の範囲は、当該地図に明示するものと異なる場合があります。

Copyright(C)ZENRIN CO.LTD.(Z19LC第285号)
この地図の全部又は一部を複製することを禁じます。